



内閣府

平成 28 年 1 月 15 日
内閣府大臣官房
公益法人行政担当室

公益財団法人日本ライフ協会に対する勧告について

公益財団法人日本ライフ協会において、利用者の預託金の一部を流用していたという問題に関し、行政庁（内閣総理大臣）は本日付けで、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

（この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた同法 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。）

詳細は、別添資料を御覧ください。

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
 兼、石塚

TEL : 5403-9538 (直通)

FAX : 5403-0231

(公財) 日本ライフ協会に対する勧告について

1. 事案の概要

- (公財) 日本ライフ協会 (以下「協会」) は、平成 22 年 7 月 1 日に新制度の公益財団法人として認定。
- 公益認定法は、公益法人に求められる基準として、「経理的基礎」(経理処理・財産管理の適正性) (※) を定めている (同法第 5 条第 2 号)。
- 内閣府公益認定等委員会 (以下「委員会」という。) は、法人の適正な業務運営を確保する観点から、利用者からの預託金の流用等について、平成 27 年 3 月 6 日、同年 8 月 6 日及び同年 10 月 2 日に報告徴収 (公益認定法第 27 条第 1 項) を実施した。

協会は、これに対し、平成 27 年 4 月 2 日、同年 9 月 4 日及び同年 11 月 5 日に報告書を提出した。

- 委員会において事案を審査した結果、公益認定法に基づき協会に対し勧告を行うことが適当と判断するに至り、平成 28 年 1 月 15 日付けで、委員会から行政庁 (内閣総理大臣) に対し勧告 (同法 46 条第 1 項) を実施した。

これを受けて、同日付けで、行政庁 (内閣総理大臣) から協会に対し勧告 (同法第 28 条第 1 項) を実施した。

(参考 1 : (公財) 日本ライフ協会に係る事案をめぐる主な経緯)

(参考 2 : 公益法人の監督措置に係る手続の流れ 等)

2. 勧告の概要 (→別添 : 日本ライフ協会に対する勧告書全文)

(勧告を行う理由) (→別添の別紙 (委員会勧告書) 参照)

- 協会は、「みまもり家族」事業等を実施している。
- 「みまもり家族」事業中の「万一の時の支援」事業は、利用者からの預託金を原資として実施するものである。
- 協会は、変更認定を受けることなく公益目的事業の内容を変更し、公益認定の前提となっている三者契約 (預託金を第三者である弁護士等が管理) ではなく、二者契約 (預託金を協会が直接管理) を締結し、その預託金を流用した結果、預託金総額 883, 761, 410 円のうち、274, 122, 941 円の不足額を生じさせた。
- 協会は、預託金不足額の適切な回復計画を策定していない。

- 協会は、協会に計上されている 二者契約の預託金を保全・管理するための適切な措置を講じていない。
- 協会は、利用者を保護するとともに公益認定法を遵守する観点から 二者契約を三者契約に変更するための、具体的な措置を講じていない。
- 協会の執行部、理事会、監事及び評議会は、預託金不足について、是正するため適切に権限を行使しておらず、その果たすべき職務上の義務に違反するなどの疑いがある。
- よって、協会において、公益目的事業を行うのに必要な 経理的基礎を有していること、現在の執行部を始めとする各機関が一般法人法その他の法令を遵守し適正に法人を運営すること、について疑いがある。

(勧告において求められる措置)

- (1) 経理的基礎を回復、確立するために以下の措置を講ずること。
 - ① 二者契約の預託金を早急に確保するための「回復計画」の策定
 - ② 二者契約の預託金を保全・管理するための体制の確立（法人から独立した責任者の設置、運用管理規程の整備）
 - ③ 既存の二者契約を三者契約に変更する「変更計画」の策定
- (2) 執行部（代表理事、専務理事）、理事会、評議員会それぞれの責任を明らかにし、事業を適正に運営する体制を再構築すること。

(※) 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（平成25年1月改定）内閣府公益認定等委員会）（抜粋）

- 「認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。」
- 「経理処理・財産管理の適正性」とは、「財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること、不適正な経理を行わないこと（注）とする。」

（注）「法人の支出に用途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。」

(参考 1)

(公財) 日本ライフ協会に係る事案をめぐる主な経緯

(平成 21 年)

- ・ 7 月 1 日 一般財団法人として協会設立

(平成 22 年)

- ・ 7 月 1 日 公益財団法人として認定

(平成 27 年)

- ・ 3 月 6 日 委員会から協会に対して報告要求①
- ・ 4 月 2 日 協会から上記報告要求①に対する報告書提出

- ・ 8 月 6 日 委員会から協会に対して報告要求②
- ・ 9 月 7 日 協会から上記報告要求②に対する報告書提出

- ・ 10 月 6 日 委員会から協会に対して報告要求③
- ・ 11 月 7 日 協会から上記報告要求③に対する報告書提出